
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 4 号
令和元年 9 月 17 日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

令和元年度財政援助団体等監査結果に基づき講じた措置について

所管部署【経済観光部 観光課】

(ア) 一般社団法人那覇市観光協会に対する指摘事項等

一般社団法人那覇市観光協会の会員の拡大について（要望事項）

一般社団法人那覇市観光協会（以下「観光協会」という。）は、那覇市およびその周辺地域の観光事業の振興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与し、併せて公益に資することを目的としている。観光協会は、例年事業計画のなかで会員拡大と組織の強化を掲げており、会員の新規獲得に取り組んでいる。会員の納める会費収入は、平成30年度が1,472万8,500円で平成29年度に比べ36万4,500円（2.5%）増加しているものの、平成30年度末の会員数は、目標の450社を下回る424社となっており、過去5年間の会員数は、ほぼ横ばいとなっている。

しかし、観光協会の事業実施に要する自主財源を安定的に確保するためには会員の拡大が不可欠である。

会員の拡大を図るため、引き続き広く勧誘活動を行うとともに現会員の口数増加への働きかけや新規会員獲得のための新たな取組を行うなどに努められたい。

□ 要望事項に関する措置

一般社団法人那覇市観光協会の円滑な組織運営及び事業実施に当たっては、会員の会費収入を含む自主財源の確保は重要であると認識しております。そのため、これまでも日常的な取り組みに加え、会員拡大強化月間等を設定し勧誘活動に取り組んできたところです。

今後は、更に創意工夫を凝らしながら新規会員拡大に取り組むとともに、現会員の口数増加についても取り組んでまいりたいと考えております。

所管部署【消防局 予防課】

(ア) 消防局予防課に対する指摘事項等

食糧費に係る補助金の使途について（注意事項）

那覇市女性防火クラブ結成30周年記念式典経費において、全体の支出に対する食糧費（364,370円）の割合が約42%占めている。那覇市の補助金に関するガイドライン（第2版）（以下「ガイドライン」という。）によれば、客観的に公益上必要性が高いと言えない飲食費は原則として補助対象外経費とする旨規定している。

今後、食糧費に係る補助金の使途については、ガイドラインの趣旨に沿って、内容を精査、検証し、客観的な公益上の必要性を慎重に検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、事業内容を精査し公益上必要性が低い食糧費については、協賛事業者の募集や会費制にし、それを食糧費の財源に充てるなどしてガイドラインを遵守していきます。

(イ) 那覇市女性防火クラブに対する指摘事項等

那覇市女性防火クラブの会員の拡大について(要望事項)

那覇市女性防火クラブ（以下「防火クラブ」という。）は、家庭からの火災の発生を防止するため、火災予防知識を習得するとともに、地域における連帯意識を強め、防火思想の高揚を図り、もって安全で快適な生活環境を築くことを目的に活動しており、その役割は大きい。しかし、ボランティアで構成された会員の高齢化が進み、会員確保に課題を抱えている。そのような中、防火クラブの認知度を高めるために様々な取組を図っているが、会員の拡大に至っていない。

那覇市女性防火クラブ規約（昭和 63 年 8 月 19 日施行）第 3 条に規定する防火クラブの目的からすると、会員の拡大は必要と考える。今後は、現在の取組に加え、子供や女性を対象にした全市的な普及啓発活動、自主防災組織との連携等も検討し、会員の拡大に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

これまで各支部で行っている地域を巻き込んだ活動や消防機関と連携した各種イベントにおいて、住民やクラブ員以外の対象者に対して PR を行い、女性防火クラブ（以下「防火クラブ」という。）の認知度の向上及び新たな会員の獲得に向け取り組んでいます。毎年会員数が減少しているのが現状です。会員数の減少に歯止めをかけ、更なる会員の拡大のため、各支部の活動や消防機関と連携した各種イベント等への参加について、あらゆる広報媒体（SNS、市民の友、市役所内の電光掲示板、新聞等）を活用し、防火クラブの認知度の向上及び会員の獲得を目指すほか、今後、少年防火クラブの設立も検討し、当該クラブの保護者に、防火クラブへの参加を促すなど、連携を強化しながら会員の拡大に取り組んでまいります。

所管部署【市民文化部 文化振興課】

(ア) 文化振興課に対する指摘事項等

事務局職員の給与基準の整備指導について(注意事項)

那覇市文化協会への育成事業補助金については、主に人件費に補助金が充てられている。しかし、事務局職員の給与については、那覇市文化協会事務局就業規則（平成 6 年 11 月 1 日施行）第 21 条において「職員の給与については、その採用の都度、会長が決定する。」と規定しているが、具体的な給与基準がない。補助金の妥当性を確認するうえで、当該団体の就業規則等による具体的な給与基準を明確にする必要がある。

については、所管部署が補助事業を執行するにあたり、当該団体の具体的な給与基準の整備について指導されたい。

□ 注意事項に関する措置

事務局職員の給与基準について、当該団体と協議の上、関係法令を遵守し、規則を整備するよう指導します。

(イ) 那覇市文化協会に対する指摘事項等

事務局職員の給与基準の整備について(要望事項)

事務局職員の給与については、那覇市文化協会事務局就業規則（平成6年11月1日施行）第21条において「職員の給与については、その採用の都度、会長が決定する。」と規定しているが、具体的な給与基準がない。

那覇市文化協会は、市の財政援助を受けている団体であり、当該補助金は主に人件費に充当されていることから、具体的な給与基準の整備に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

職員給与について、担当課と協議し、最低賃金等の関係法令を遵守しつつ、規則の整備に取り組みます。

那覇市文化協会の会員の拡大について(要望事項)

那覇市文化協会は、那覇市民が脈々と育んできた豊かな文化の諸活動を大きく開花させ、那覇市が提唱する「文化都市なは」の建設に寄与するとともに、会員の英知と活力を結集して、市民文化の一層の振興を図ることを目的に設立されたものである。しかし、年々会員数が減少し、平成26年度は2,632人の個人会員が平成30年度は2,093人と減少している。これまで地域と密着した文化活動や文化を通じた交流事業などを積極的に行っているが、会員減少に歯止めはかかっていない。

令和3年度には(仮称)那覇市新文化芸術発信拠点施設の開館が予定されていることから、今後の更なる文化振興の発展のため、所管部署とより一層の連携を図り、会員の拡大に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

当協会の設置目的（市民文化の振興）の浸透を図るとともに、部会・会員間のモチベーションを高め、ひいてはそれぞれの部会で新規会員の獲得に務めます。また、幼児教育における郷土文化継承の研究会や琉球料理を主にした食文化に関する研究会等、新しい部会を立ち上げ会員増を図ります。